

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について（議案第31号）

国民健康保険課

1 改正の理由

健康保険法等の改正により、被保険者資格の電子資格確認が導入されたことに伴い、所要の改正を行う。

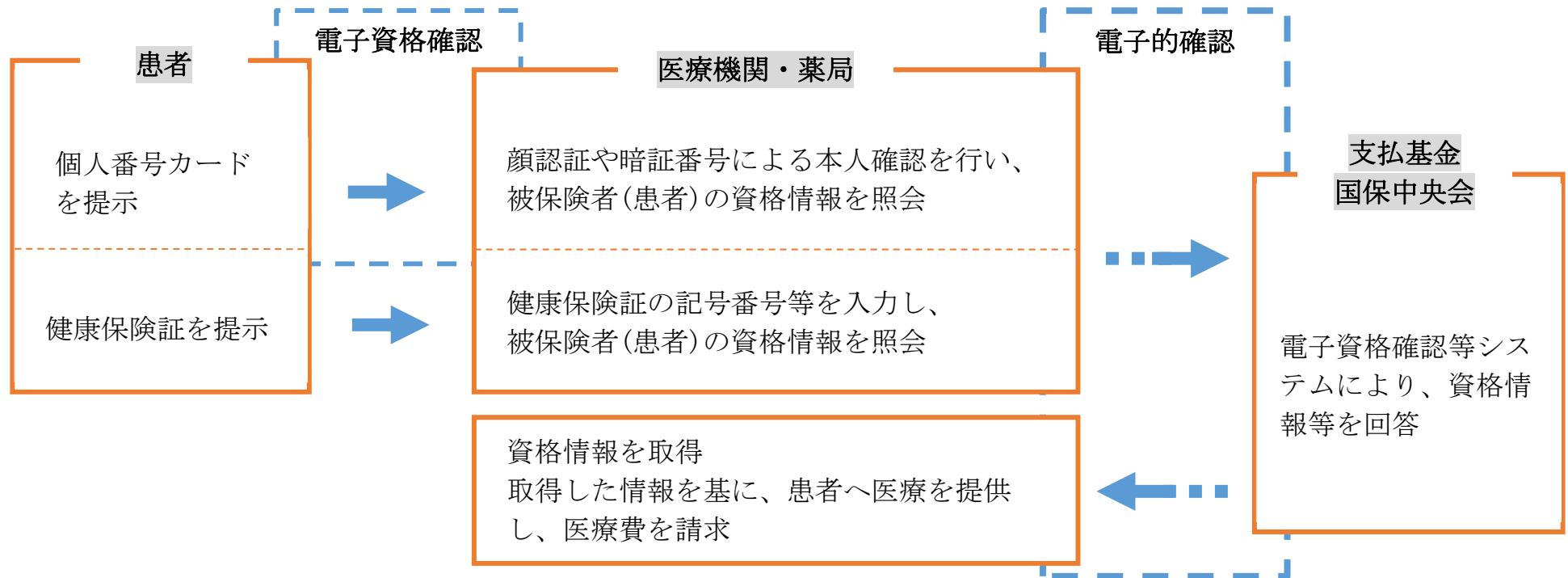
2 主な内容

福祉医療費の受給資格者が、保険医療機関等で医療を受ける際に、電子資格確認により被保険者資格の確認を受けることができることとする。

3 施行期日

公布の日

「電子資格確認」及び「電子的確認」とは



「電子資格確認」とは、個人番号カードの提示により、被保険者(患者)の資格情報の確認を受けること。

「電子的確認」とは、保険者(支払基金等)へ被保険者(患者)の資格情報の照会を行い、電子資格確認システムで回答を受けた情報により、確認を行うこと。